

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年4月1日

長野県警察本部長

1 業務の概要

(1) 業務名

警察本部庁舎建設事業に係る事業手法等調査検討業務

(2) 業務の目的

警察本部庁舎の建設に関して、官民連携手法を導入する場合の事業スキームの検討を行い、導入の効果及び課題等を整理し、官民連携手法による事業の実施可能性について調査・検討を行うとともに、規模、配置等を取りまとめた基本計画案を作成することを目的とします。

(3) 業務内容

長野県庁周辺の整備方針に基づき、令和7年度に実施した警察本部庁舎建設に係る事業手法簡易検討の結果を踏まえながら、以下の業務を行うものとします。

ア 前提条件の整理

イ 事業スキームの検討

ウ 官民連携手法導入可能性の検討

エ リスク分担の検討

オ 事業スケジュール及び留意点の整理

カ 基本計画案の作成

キ 報告書等の作成

(4) 仕様等

別添「警察本部庁舎建設事業に係る事業手法等調査検討業務仕様書（案）」のとおり。

なお、仕様書（案）の内容は公告時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更については、その都度協議します。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 官民連携手法導入の検討について

令和7年度に実施した事業手法簡易検討の結果に対する課題とその解決方策を整理した上で、業務の実施方針、スケジュール、各種調査等の具体的な検討手順、分析方法、採用する手法の判断に当たっての考え方及び留意すべき点を提案してください。

イ 基本計画案の作成について

長野県庁周辺の整備方針を踏まえた上で、他の行政庁舎とは異なる警察本部庁舎の特性、役割等を理解し、警察本部庁舎に求められる安全性、機能性、配置、規模、構造等について、基本計画案として取りまとめていく手順及び留意すべき点を提案してください。

ウ イメージ図について

(1)(2)の提案を踏まえた配置・平面・立面計画のイメージ図を提案してください。

(6) 業務の実施場所

長野県長野市

(7) 履行期間

契約日から令和10年3月31日まで（債務負担行為設定済）

(8) 費用の上限額

55,913,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

各年度支払上限 令和8年度 16,774,000円

令和9年度 39,139,000円

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）に基づく、建設コンサルタント等の業務の競争入札参加の資格のうち、建築コンサルタント又は建設コンサルタント（都市計画及び地方計画部門）を有する者であること。
- (6) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 管理技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。

ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

イ 認定技術管理者（都市計画及び地方計画部門）

ウ RCCM（都市計画及び地方計画部門）

エ 一級建築士

(9) 照査技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。ただし、(8)の管理技術者との兼務は不可とする。

ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

イ 認定技術管理者（都市計画及び地方計画部門）

ウ RCCM（都市計画及び地方計画部門）

エ 一級建築士

(10) 担当技術者として次の技術者のいずれかを1人以上配置できること。ただし、(8)の管理技術者及び(9)の照査技術者との兼務は不可とする。

ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

イ 認定技術管理者（都市計画及び地方計画部門）

ウ RCCM（都市計画及び地方計画部門）

エ 一級建築士

(11) 本プロポーザルに複数の企業で参加する場合には、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が、(1)から(5)までの要件を満たしていること。

イ 代表構成員が、(6)から(10)までの要件を満たしていること。

ウ 各構成員が、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

ア 同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

イ 当該業務の実施体制については、これを証する資格証の写しを添付してください。

ウ 本プロポーザルに複数の企業で参加する場合は、次に掲げる書類を添付してください。

(ア) 構成員一覧表（参考様式1）

(イ) 委任状（参考様式2）

(ウ) 使用印鑑届（参考様式3）

(エ) 共同企業体協定書（参考様式4）

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8510

長野県長野市大字南長野字幅下 692- 2 （長野県庁 9 階）

長野県警察本部警務部施設装備課 庁舎建設準備係

電 話 026-233-0110（内線 2267）

メール police-shisetsusobi-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和 8 年 4 月 15 日(水)（土曜日、日曜日及び休日（注）は除く。提出時間は持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ 提出先 (4)に同じ。（メールも同様）

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県警察本部警務部施設装備課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（7(5)ア）の 3 日前までに、書面により長野県警察本部長から通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により長野県警察本部長に対して非該当理由について説明を求められます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 (4)に同じ。

(イ) 受付時間 イの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付時間 公告日から令和8年5月8日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 質問者に対してはメールにより回答しますが、長野県警察本部長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年5月12日(火)までに長野県警察公式ホームページで公表します。

6 参考資料の貸与

参加を希望する者に、以下のとおり参考資料を貸与します。

- (1) 資料名 警察本部庁舎建設事業について
- (2) 貸与場所 3(4)に同じ。
- (3) 受付時間 公告日から企画提案書の提出期限前日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) その他 貸与を受けた参考資料は、長野県警察本部長の了解なく公表し、又は企画提案書の作成以外の目的に使用することはできません。使用後は速やかに返却してください。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式等

- ア 企画提案書 様式第8号による。
- イ 企画提案資料 様式第8号の附表による。
- ウ 企画書 (2)(3)のとおり
- エ 業務に要する経費及びその内訳 様式自由
(経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。)
- オ 法人の概要が分かるもの(会社案内、パンフレット等)
(複数の企業で参加する場合は、すべての構成員について提出してください。)

(2) 企画書の様式等の形式

- ア サイズ A4判用紙(縦)
- イ 文字方向 横書き(図表等に含まれる文字は除く。)
- ウ 印刷方法 両面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント 10.5ポイント以上とする(図表等に含まれる文字を除く。)。文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。
- オ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
- カ その他 簡潔に記載し、10ページ程度以内にまとめること。

(3) 企画書の体裁

- ア 表紙

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ 製本方法

表紙、目次、企画提案内容を1部ごとに一冊のファイルに綴じること。

エ 企画提案内容

(6)の企画提案の選定基準に記載する評価事項について、提案内容(技術者の技術力及び意欲等を除く。)を記載すること。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 公告日から令和8年5月8日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

ウ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。

エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和8年5月15日(金)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで)

イ 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)

ウ 提出部数 持参、郵送の場合は8部、その他の場合は1部

エ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県警察本部警務部施設装備課に到達したものの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

【評価項目・配点等】

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定技術者の資格等 (20点)	管理技術者 (10点)	資格	本業務に必要な専門分野の資格を有しているか。
		業務経歴	豊富な経歴を有しているか。
		同種・類似業務実績	本業務の内容に近い業務があるか。
		手持ち業務量	本業務を実施するのに十分な余裕があるか。
	照査技術者 (4点)	資格	本業務に必要な専門分野の資格を有しているか。

		業務経歴	豊富な経歴を有しているか。
	担当技術者 (6点)	資格	本業務に必要な専門分野の資格を有しているか。
		同種・類似業務実績	本業務の内容に近い業務があるか。
		手持ち業務量	本業務を実施するのに十分な余裕があるか。
費用 (10点)	費用の妥当性		本業務に対するコスト削減を踏まえ、かつ本業務を実施するために妥当なものとなっているか。
技術提案の内容 (60点)	技術提案の個別審査		的確性、現実性に優れた提案内容であるか。
技術者の技術力及び意欲等 (5点)	提出書類及びプレゼンテーションにより、技術力及び意欲を判断する。		本業務を実施するために必要な技術力及び意欲があるか。
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点する。		技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか。
評価点の合計結果 (100点)			

(7) 企画提案の選定の方法

企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行います。

ア 1次審査 (書面審査)

(ア) 企画提案書の提出が5者以上あった場合は、1次審査 (書面審査) を実施します。5者未満の場合は、1次審査は実施しません。

(イ) 審査は、提出書類について(6)の評価基準に基づき採点を行い、各構成員の合計点の上位4者をイの2次審査の対象とします。

なお、60点を基準点とし、これ以下の場合は2次審査の対象としません。

また、上位から4番目の者が複数となった場合は、各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により上位から4番目の者を選定します。

イ 2次審査 (プレゼンテーション審査)

(ア) 1次審査で選定された者に対して、2次審査 (プレゼンテーション審査) を行い、見積業者1者を選定します。

(イ) プレゼンテーションの実施日時及び場所

実施日時 令和8年5月25日(月) 午後1時30分から

実施場所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁9階会議室

(変更の場合があります。詳細については決定次第連絡します。)

(ウ) 審査は、提出書類を確認しながら、プレゼンテーション及び質疑の内容を踏まえて、1次審査と同様の方法で採点を行い、各構成員の合計点が最高点となった者を見積業者として選定します。

なお、60点を基準点とし、これ以下の場合には選定しません。

また、最高点となった者が複数となった場合は、各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により見積業者を選定します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県警察本部長から通知します。

イ ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県警察本部長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県警察公式ホームページに掲載するとともに、長野県警察本部警務部施設装備課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により長野県警察本部長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 アの期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添契約書（案）のとおり

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は、該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により長野県警察本部長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積りは無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 見積りを辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県警察公式ホームページに掲載するとともに、長野県警察本部警務部施設装備課において閲覧に供します。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は、契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と委託者との協議により最終的に決定します。
なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。
- (6) 本業務の対象となっている事業が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の推進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に基づく特定事業として選定された場合、本業務の受託者及び外部協力事業者（再委託、技術協力先等）が同法第8条に定める民間事業者の選定への応募、参画又はこれらのコンサルタント等となることへの制約はありません。また、同法に基づかない官民連携手法による民間事業者の選定の場合であっても同様とします。